

議案第138号

上越市斎場条例の一部改正について

上越市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市斎場条例の一部を改正する条例

上越市斎場条例（昭和47年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始後に納付することができる。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。

別表中 「

小動物等（頸北斎場に限る。）	4,000円	12,000円
----------------	--------	---------

」 を

「

小動物等（頸北斎場に限る。）	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円
	5～15kg未満1体につき	10,000円	20,000円
	15～30kg未満1体につき	12,000円	24,000円
	30kg以上1体につき	15,000円	30,000円

」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市斎場条例の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。